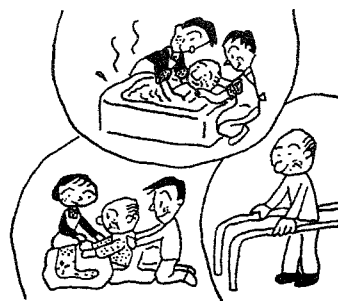


現在の取り組みについて

介護サービス



平成十年度要介護認定等試行的事業（九月三十日から十一月三十日まで）が全国的に行われていました。この事業は、現在、福祉サービスを利用しての方の中から、対象者を無作為に抽出し、訪問調査、介護認定審査会の実施、また、介護サービス計画を立てるといった、一連の過程をモデル的にを行い、実施にあたっての実務上の課題などを検討することを目的としています。

山梨県内では、この試行的事業が九つの圏域で広域的に行われ、都留市は東部圏域（都留市・大月市・上野原町・道志村・秋山村・丹波山村・小菅村の二市一町四村）の中で行っています。

どこが違うの 介護保険と 医療保険

医 療 保 険	介 護 保 険
『病気やけがを治したい！』	『介護サービスを受けたい！』
医療保険に加入している人が、病気やけがの治療を受けたいときにいつでも使える	40歳以上で老化に起因する特定疾病の人、または65歳以上の人、介護が必要になり、認定されたときに使える
医療保険証を持って病院などの医療機関へ	介護保険証を持って市の窓口へ（※1）
医師に具合の悪いところを話し、診察・検査を受ける	訪問調査員に調査を受ける
医師が、病気やけがの状態を診断する	介護認定審査会の判定（※2）をもとに、市が介護の必要度（要介護度）を認定する
医師が、どんな薬や注射などを組み合わせる治療をするか判断する 必要な治療は無制限に受けられる（金額の上限なし）	自分や家族、または介護支援専門員が介護サービスを組み合わせ、計画をたてる 必要なサービスは、要介護度に応じて受けられる（金額の上限あり）
医療機関で治療を受ける	計画に沿って、各サービス機関から介護サービスの提供を受ける
医療機関に自己負担分（2割または3割）を支払う	各サービス機関に自己負担分（1割）を支払う
治るまで治療が受けられる（期間の上限なし）	要介護認定の有効期間（6ヵ月）内で介護サービスが受けられる（継続のためには更新が必要）

※1 平成11年10月から申請受付開始となります。

※2 保健・医療・福祉などの専門家で構成され、訪問調査員の調査結果や、かかりつけ医の意見書などを参考にしながら行われます。

申 請



今後とも広報などを通じて、皆さんからいただいた質問にお答えしたり、介護保険に関する情報を提供していきます。
ご質問、ご意見がありましたらご連絡ください。

問合せ先
健康推進課 介護保険・保健福祉センター担当